

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十八号

#### 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(収納印表示手数料) 第十四条 (略)		(収納印表示手数料) 第十四条 (略)	
2 (略)	額	額	額
	一五億円以下の金額	一五億円を超え二〇億円以下の金額	一五億円以下の金額
	一、〇〇〇分の一一	一、〇〇〇分の八・八	一、〇〇〇分の三・三

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第十四条第一項の規定は、令和二年四月一日以後に証紙代金収納計器により表示した額に係る収納印表示手数料から適用し、同日前に証紙代金収納計器により表示した額に係る収納印表示手数料については、なお従前の例による。